

第三十二回 参議院地方行政委員会會議録第二十三号

(三〇三)

昭和三十四年三月三十一日(火曜日)午前十時二十九分開会

委員の異動

三月二十八日委員後藤藤隆君及び三木與吉郎君辞任につき、その補欠として西郷吉之助君及び本多市郎君を議長において指名した。

本日委員本多市郎君辞任につき、その補欠として平島敏夫君を議長において指名した。

出席者は左の通り。

委員長 館 哲二君
理事 大沢 雄一君
小林 武治君
占部 秀男君
鈴木 壽君

委員

郡 祐一君
小柳 牧留君
田中 啓一君
成田 一郎君
平島 敏夫君
加瀬 完君
成瀬 幡治君
松澤 兼人君
森 八三一君
白木義一郎君

國務大臣

青木 正君

政府委員

国家消防本部長 鈴木 琢二君
国家消防本部総務課長 横山 和夫君

自治政務次官 黒金 泰美君
自治庁財政局長 奥野 誠亮君
自治庁税務局長 金丸 三郎君
事務局側
常任委員 福永与一郎君
会専門員

本日の会議に付した案件

○地方交付税法の一部を改正する法律案(内閣提出、衆議院送付)

○地方税法等の一部を改正する法律案(内閣提出、衆議院送付)

○地方税法の一部を改正する法律案(内閣提出、衆議院送付)

○消防組織法の一部を改正する法律案(内閣提出、衆議院送付)

○委員長(館哲二君) これより委員会を開きます。

委員の異動を報告いたします。

三月二十八日三木與吉郎君、後藤藤隆君が辞任されまして、西郷吉之助君、本多市郎君が補欠選任されました。また本日本多市郎君が辞任されまして、平島敏夫君が後任として選任されました。

○委員長(館哲二君) 地方税法等の一部を改正する法律案、地方交付税法の一部を改正する法律案、以上三案を一括して議題といたします。

質疑はいずれも前回の委員会で終局いたしましたから、これより三案を一括して討論に入ります。御意見の

おありの方は賛否を明らかにしてお述べをお願いします。なおまた、修正案、附帯決議案等がありましたら、討論中に述べをお願いします。

○占部秀男君 日本社会党を代表して、地方税法等の一部を改正する法律案に対して修正案を出したいと思っております。お手元に配ってありますのがわが党の提出いたしました修正案でございます。この内容はもうお読み願えば簡明でございますが、御存じのように、大衆飲食その他の三百円を五百円に、旅館等における宿泊及びこれに伴う飲食については八百円を千円に免税点を引き上げる、かようなのが本案の内容でございます。最近におけるこれらの場所の大衆飲食、旅館の利用等の実情を考慮いたしまして、本年の十月一日からかような改正をいたしたいというのがその趣旨であります。その他の点については領収書の交付を必要としない限度の引き上げ、罰則に関する経過規定等、この引き上げに伴う所要の修正をこの中に含めておるわけであります。この問題はすでに国会だけでなく、前々国会以来問題になっておる問題でありまして、当委員会においてもたしか二度この点については決議がなされておるわけであります。わが党の修正案に対し御賛成をいただきたいとお願いを申し上げます。

なお、地方交付税法の改正の問題につきましては、政府原案によりまして、一％の引き上げということであり、わが党といたしましては引き上げをすること自体には、現在の地方財政の現状から見て必ずしも反対ではないのであります。しかし、引き上げの率が一％であるということについては、わが党としては納得のできないことであります。特に今回の国、地方を通じての税制の改正に伴うところの地方の減収、あるいは地方財政計画上に盛り込まれたところの政府の積極施策に伴う地方負担の増加、これらに見合うところの財源措置が非常にゆるがせになつておる現状からして、本年の各都道府県、市町村の運営面を考えたときに、これは三〇％まで、すなわち現在の二七・五％を二・五％引き上げ、三〇％まで引き上げることが妥当である、かようにわれわれは考えておるのであります。この点については、政府の原案に対しては反対の意向を表明するものであります。以上。

○大沢雄一君 私は自由民主党を代表いたしますとともに、議題となつております三案に対しましては、最後に申し上げる附帯決議を付しまして賛同いたします。社会党の修正案の内容は、遊興飲食税の免税点を引き上げんとするものでございますが、この点のみをとらえて論じますれば、私どももあえて反対ではないのであります。しかしながら、本委員会における前回の地方財政の審議において明らかにされました通り、明年度の地方財政は百億をこえる地方税の減収の反面に、公共事業

等的大幅な拡充による地方負担の増加、給与費その他事務的経費の増加によりまする歳出の増加と相待ちまして、きわめて窮乏な状態にありまることが、もはや疑いを入れないところでございます。ことに今回の減収の影響は府県に集中されている傾きがあり、補てんの方途も講じないままに平年度にいたしますれば三十三億円に上る税収の減を府県財政にかぶせる結果となりまして、財政運営の見通しの立たない窮乏に追い込むおそれがあることが明らかでございます。一方、今回の七百億減税によりまして、国税、地方税の両面におきまして、関係業者も一般国民も相当減税の恩恵に浴することになることを考えあわせまことに、府県財政保持の立場から、修正案に対しましては、遺憾ながら賛成することができないのであります。しかしながら、私どももいつまでもこれを放置している考えは毛頭ないのでございまして、過日本委員会における青木自治庁長官の三十五年度において一そう地方財政の充実強化をはかって、必ずこれを表現するとの言明を信頼いたしまして、後に申し上げるような明確な附帯決議をすることとして、三十四年度からの免税点の引き上げに対しては、これに賛成することはできないということをお願いいたします。

次に、地方税法等の一部改正案につ

いてでございますが、本案は国税の減税と合せて平年度七百億をこえる、さきの衆議院総選挙におけるわが党公約を誠実に実現せんとするものでございまして、零細負担の排除と負担の均衡化を期せんとする公約の基本線が十分生かされております点、基本的に賛意を表しております。内容につきましましては、これは時間の関係上省略させていただきますと思ひます。

次に、地方交付税法の一部改正案でございますが、減税によりまする減収補てんの施策として、税率一割の引き上げを行わんとするものでございまして、減税額に對しまして幾分引き上げ率が少くともないでございませぬが、三十二年度の決算によりまする積算額百四十四億を合せますれば、交付税の増額は対前年度二百四十六億円の増加で、総額二千四百八十六億円に達しますので、国家財政の現状とにらみ合せますときに、増率としてはひとまずこの程度で忍びまして、あとは配分の問題に持っていかなければならぬことと考ふる次第でございませぬ。この税法の改正案の他の部分は、地方団体間の財源の均衡化を漸進せしむるため、今申し上げましたこの配分の方法を適正化せんとするものでございまして、賛意を表する次第でございます。

第三の地方税法の一部改正は、国税徴収法の全面的改正と並んで、わが国租税徴収制度の画期的な改正の一環をなすものでございませぬ。租税行政の民主化、地方秩序の尊重の見地から、租税徴収権と私債権の間における徴税、納税者相互間の取扱いの均衡等、慎重なる考慮がめぐらされております。

で、賛意を表するものでございませぬ。最後に附帯決議案について申し上げます。

地方税法等の一部を改正する法律案附帯決議(案)

地方財政の現状と税負担の実態をみるに、地方税制には尚改革を要するものが多い。政府は、地方財源、特に自主財源の充実による行政水準の維持向上を旨とし、この際、国と地方の間における税減の再配分を検討するほか、特に左の事項の実現を期すべきである。

- 一、遊興飲食税の免税点は、飲食店等については五百円、旅館については千円とする。昭和三十五年より実施すること。
 - 一、所得税法の改正に伴う昭和三十五年以降の住民税の減収補てんは、たばこ消費税率の引き上げ等をもつて措置すること。
 - 一、固定資産税の制限税率引下げに伴う財源補てんに係る起債の特例の実施に当っては関係市町村の財政の実状に適合せしめると共に昭和三十五年以降についても適切な補てん措置を講ずること。
 - 一、非課税の特例措置については根本的に再検討し、課税の合理化と負担の均衡化を図ること。
 - 一、住民の税外負担は極めて多額であり、且つその多くは公費負担とすべきものが多いから適当な財源措置によりその解消を図ること。
- 地方交付税法の一部を改正する法律案附帯決議(案)
- 地方財政はようやく好転のきざしありとはいへ、財源措置の適否は再建

の将来に至大の関係がある。政府は交付税制度の本旨にかんがみ本法の実施に当っては、特に左の諸点に留意し遺憾なきを期すべきである。

- 一、基準財政需要額等については算定方法の簡素合理化を計るとともに行政水準の維持向上に必要な財源を附与し得るよう、関係諸施策の内容と併せてこれを検討すること。
- 一、「地方財政の再建等のための公共事業に係る国庫負担等の臨時特例に関する法律」の廃止により三十四年度以降、公共事業の増大に伴う地方負担の激増は、事業の実施に多大の困難を生ずるおそれあるに堪がみ、本法による一般財源附与の適正化と併せ、補助負担率の引上、地方債の増額等、必要な財政上の諸措置に努めること。
- 一、直轄事業に係る公債に對しては、本制度が暫定的特例措置たるの性質にかんがみ、将来、これが廃止を旨として根本的に検討を加えるとともに、既発行分に係る利子負担の免除等については速かに実現をはかること。
- 一、地方自治体の職員の給与に關しては、常に実情を調査し、その適正化に格段の努力をすべきであるが、特に国家公務員の水準に比し均衡を失する新市ならびに町村の職員については、すみやかに次の如く措置すること。

(2) 右の整備にともない、職員の給与水準を改善するよう適切な援助指導をすること。

○森八三三君 私は、ただいま議題になつております三案に對しまして、原案に賛成の意を表しますと同時に、提案されております社会党の修正案には、遺憾ながら反対の意を表するものであります。

社会党の提案されております修正案のねらつております点につきましては、必ずしも賛意を表し得ないといふわけではありませぬが、昭和三十四年度の十月一日からいわゆる大衆遊興飲食税の減税を実施せんとする内容を持つておるのであります。地方財政が非常に困難な度を加えております現況にかんがみまして、これが減収に伴う対策を講ずることなしにこの措置をいたしますことは、きわめて地方財政に悪影響を与えることになりませぬので、そういう趣旨において賛意を表したいのであります。

財政規模を膨張せしめて、行政水準を引き上げるといふような措置がとられるのであります。その内容を検討して参りますと、おおむね国の事業に伴うひもつきの支出にこれを充てなければならぬといふような内容を保持してのこと。さらに自主財源として計算されております約四百億円程度のもので、これまたさいに点検いたしますと、国の事業との関係において支出をしなければならぬといふうな、やむなき状態に追い込まれていくことが想像せられるのでございませぬ。そういう結果をいたしまして、地方が自治体という性格を持つておりまして、財政の面等からいたしまして、自治体の本質を失なつて、国の出先機関といふようなことに墮していく危険がないとは申されませぬ。このことにつきましては、昭和三十四年度に新しく調査会を設置いたしました。中央、地方を通ずる税の配分等につきまして、抜本的な策を講ずるといふことであります。少くともその趣旨が正しく、早急に実現せられませぬといふと、問題が、申し上げますように自治体の本質を失うようなことに追い込んでいく危険がございませぬので、中央、地方の税の配分に関する調査の結果をすみやかに公表されまして、地方の団体に対する財政の堅実を期せられたのであります。このことは、国政の運行の上にとりまして重大なポイントになるのでございませぬので、格別に留意を喚起しておきたいと思ひます。

なお、大衆飲食税の改正につきましては、過日委員会で青木國務大臣に質疑をいたしました結果、きわめて明確になつたのであります。本件につきま

しては、すでに昭和三十一年度の予算の審議の際、さらに本委員会における地方税法の改正の審議の際、昭和三十三年度からこれを実施するといふような公約もあつた次第であります。今回も大臣の言明によりますれば、昭和三十一年度には、他のあらゆる条件にかかわらずなしに、必ずこれが実施するといふ決意を表明されたのであります。このことは一片の空文に終りませんように、説明に終りませんように、必ず昭和三十一年度にはこれが実施せられるといふことを強く要望し、私の賛成の討論を終る次第であります。

○委員長(館哲二君) 他に御発言もありませんければ、討論は終局したものと認めて直ちに採決に入りたいと思ひますが、御異議ありませんか。
〔異議なしと呼ぶ者あり〕

○委員長(館哲二君) それではこれより採決に入ります。
まず、地方税法等の一部を改正する法律案について採決をいたします。
討論中、占部君から提出されました修正案をまず問題に供します。占部君提出の修正案に賛成の諸君の挙手を求めます。

〔賛成者挙手〕
○委員長(館哲二君) 少数と認めます。よつて修正案は否決されました。
次に原案、すなわち衆議院送付の原案全部を問題に供します。
本案を原案通り可決することに賛成の諸君の挙手を求めます。

〔賛成者挙手〕
○委員長(館哲二君) 多数と認めます。よつて本案は、多数をもつて原案通り可決すべきものと決定いたしました。

次に、討論中大沢君から提出されました本案に対する付帯決議案について採決いたします。
大沢君提出の決議案を、本委員会の付帯決議とすることに賛成の諸君の挙手を求めます。

〔賛成者挙手〕
○委員長(館哲二君) 全会一致と認めます。よつて、本決議案は、全会一致をもつて本委員会の決議とすることに決定いたしました。
次に、地方交付税法の一部を改正する法律案について採決いたします。
本案を原案通り可決することに賛成の諸君の挙手を求めます。

〔賛成者挙手〕
○委員長(館哲二君) 多数と認めます。よつて本案は、多数をもつて原案通り可決すべきものと決定いたしました。
次に、討論中大沢君から提出されました本案に対する付帯決議案を議題といたします。
大沢君提出の付帯決議案を、本委員会の付帯決議とすることに賛成の諸君の挙手を求めます。

〔賛成者挙手〕
○委員長(館哲二君) 全会一致と認めます。よつて本決議案は、全会一致をもつて本委員会の決議とすることに決定いたしました。
次に、地方税法の一部を改正する法律案について採決いたします。
本案を原案通り可決することに賛成の諸君の挙手を求めます。

〔賛成者挙手〕
○委員長(館哲二君) 全会一致と認めます。よつて本案は、全会一致をもつて原案通り可決すべきものと決定いたしました。

て原案通り可決すべきものと決定いたしました。
○國務大臣(青木正君) 連日本三案のため、いろいろ御審議願ひして、まことに感謝にたえぬ次第であります。ただいま御決議のありました税法に関する問題並びに交付税法に関する問題につきましても、いずれも自治庁当局といたしましては、いずれも自治庁当局です。私どもも御決議の趣旨を尊重いたしまして、これが実現に最善の努力を尽す覚悟であります。

次に、遊興飲食税の問題につきましても、先般も申し上げた通り、当委員会の再度の御決議の趣旨もありませんので、私どもこの御決議の趣旨に沿ひまして、この実現方に全力を尽す覚悟であります。

第二の所得税の減収補てんの点につきましても、当然私どもも三十五年におきましては措置しなければならぬと、かように考へておりますので、この線に沿ひまして関係方面とも折衝を進めていきたいと思ひます。
交付税関係等の問題につきましても、いずれも年来自治庁側としても考へております問題でありますので、この線に沿ひまして最善を尽す覚悟であります。

○委員長(館哲二君) 次に、消防組法の一部を改正する法律案を議題といたします。
本案に対する質疑は、前回の委員会で終局いたしましたので、これより直ちに討論に入ります。御意見のある方は賛否を明らかにしてお述べを願ひます。――別に御発言もなければ、討論は終局したものと認めて、直

ちに採決に入ります。
消防組法の一部を改正する法律案を問題に供します。
本案を原案、すなわち衆議院送付通り可決することに御賛成の諸君の挙手を求めます。

〔賛成者挙手〕
○委員長(館哲二君) 全会一致と認めます。よつて本案は、全会一致をもつて原案通り可決すべきものと決定いたしました。

なお、ただいま可決されました四案につきましても、本院規則第七十二条により議長に提出すべき報告書の作成等につきましても、慣例によつて、これを委員長に御一任願ひたいと存じますが、御異議ありませんか。
〔異議なしと呼ぶ者あり〕

○委員長(館哲二君) 御異議ないと認めまして、さうに決定いたしました。
本日は、これにて散会いたします。
午前十時五十九分散会

〔参照〕
地方税法等の一部を改正する法律案に対する修正案
地方税法等の一部を改正する法律案の一部を次のように修正する。
第一条第七十二条の六十五第二項の改正規定の次に次の改正規定を加える。

第百十四條の四第一項中「三百円」を「五百円」に改める。
第百十四條の五第一項中「八百円」を「千円」に改める。
第百二十九條第三項中「八百円」を「千円」に、「三百円」を「五百円」に改める。
附則第一条に次のただし書を加

える。
ただし、遊興飲食税に関する部分は、昭和三十四年十月一日から施行する。
附則第四条中「この法律の施行の際」を「この法律(附則第一条ただし書に係る部分を除く。以下、附則第七条及び第八条を除き、同じ)の施行の際」に改める。
附則第七条の次に次の一条を加える。

(罰則に関する経過措置)
第八条 この法律の施行前にした行為に対する罰則、適用については、なお従前の例による。

地方税法等の一部を改正する法律案(修正案)
地方財政の現状と税負担の実態をみるに、地方税制には尚改革を要するものが多い。政府は、地方財源、特に自主財源の充実による行政水準の維持向上を自途とし、この際、国と地方の間における税源の再配分を検討するほか、特に左の事項の実現を期すべきである。

一、遊興飲食税の免税点は、飲食店等については五百円、旅館については千円とする。昭和三十一年度より実施すること。
一、所得税法の改正に伴う昭和三十一年度以降の住民税の減収補てんは、たばこ消費税率の引上げ等をもつて措置すること。

一、固定資産税の制限税率引下げに伴う財源補てんに係る起債の特例の実施に当つては関係市町村の財政の実状に適合せしめると共に昭和三十一年度以降についても適切

な補てん措置を講ずること。
一、非課税等の特例措置については根本的に再検討し、課税の合理化と負担の均衡化を図ること。
一、住民の税外負担は極めて多額であり、且つその多くは公債負担とすべきものが多いから適当な財源措置によりその解消を図ること。
右決議する。

地方交付税法の一部を改正する法律案に対する附帯決議案

地方財政はようやく好転のきざしありとはいえ、財源措置の適否は再建の将来に至大の関係がある。政府は交付税制度の本旨にかんがみ本法の実施に当つては、特に左の諸点に留意し、遺憾なきを期すべきである。
一、基準財政需要額等については算定方法の簡素合理化を計るとともに行政水準の維持向上に必要な財源を附与し得るよう、関係諸施策の内容と併せてこれを検討すること。

一、「地方財政の再建等のための公共事業に係る国庫負担等の臨時特例に関する法律」の廃止により卅四年度以降、公共事業の増大に伴う地方負担の激増は、事業の実施に多大の困難を生ずるおそれあるにかんがみ、本法による一般財源附与の適正化と併せ、補助負担率の引上、地方債の増額等、必要な財政上の諸措置に努めること。
一、直轄事業に係る交付公債については、本制度が暫定的特例措置たるの性質にかんがみ、将来、これが廃止を目的として根本的に検討を加えるとともに、既発行分に係

る利子負担の免除等については速かに実現をはかること。

一、地方自治体の職員の給与に関しては、常に実情を調査し、その適正化に格段の努力をすべきであるが、特に国家公務員の水準に比し均衡を失する新市ならびに町村の職員については、すみやかに次の如く措置すること。

- (1) 市町村において給与条例ならびに、初任給・昇給昇格基準のないところは、その自治体の実情に応じ、国家公務員の例により制定するよう指導すること。
 - (2) 右の整備にともない、職員の給与水準を改善するよう適切な援助指導をすること。
- 右決議する。